

會館側ニ編造ナキテハ、本館及主人聯合會ハ、自前年以來、一
 一」之ニ概シテ會館ハ、一週毎ニサキサキニ編造ニテ、
 本館スル所ニ來テ、一週毎ニ編造ニテ、
 本館及主人聯合會ハ、自前年以來、一
 廿二日午頃六時ニ至リ、本館及主人聯合會
 本館及主人聯合會ハ、自前年以來、一
 本館及主人聯合會ハ、自前年以來、一

大正十二年十一月十四日

財團法人協同會大阪支所

當ノ方法ヲ講ズベシト面會ヲ強要ス、依テ止ムナク増田工務
 主任個人トシテ會見密議スル所アリ、更ニ前記兩名ヨリ合
 宿男工代表委員十二名ニ對シ種々協議説服セシムル所アリ、
 午後十一時ニ至リ左記條件ヲ以テ一時的解決ヲ爲シ明廿三日
 午前六時ヨリ就業ナス事ト決ス

- 一、要求條件中
- (一) 合宿男工ノ入浴料ヲ全廢スル事
 - (二) 食券制度ヲ取ルコト
 - (三) 看護婦更迭ノコト
- 右ハ會社側前日既ニ承認アリシモノ
- (四) 夜業手當復活ノ件

右ハ工場長出張中不在ニ付キ歸場ヲ待チ來ル十二月十日迄ニ